解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年六月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月一日

東京都千代田区一ツ橋二丁目六番三号一ツ橋ビル二階

特定非営利活動法人処方支援センター

清算人　井上　章

解散公告（第一回）

当法人は、平成六年八月二日開催の評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月一日

福岡市南区野間二丁目一三番一号

清算法人筑紫丘学園

代表清算人　田中　義明

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年九月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月一日

長崎市魚の町二番九号

特定非営利活動法人あじさい二十一

清算人　平山　信人

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年三月二十一日開催の総会の決議により同年九月二十七日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月一日

山形県東置賜郡川西町大字玉庭一九八六、一九八七番地

杉沢生産森林組合

清算人　穂保　貞壽

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年九月二十五日開催の臨時総会の決議により平成二十二年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月一日

宮崎県宮崎市橘通東二丁目七番一八号

宮崎県土地開発公社

代表清算人　髙柳　憲一

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年十月十九日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十八日）から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月一日

愛知県新城市字東入船六番地一

新城田町川土地区画整理組合

代表清算人　千賀　春夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年八月十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月一日

兵庫県淡路市大町畑二三五番地

特定非営利活動法人ネイチャー・アソシエイション

清算人　交告　尚史

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年九月二十八日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月一日

福岡県朝倉市三奈木二一六九番地

社団法人福岡県苗木需給安定基金協会

代表清算人　森田　俊介

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年九月三十日付けで総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月一日

宮崎県宮崎市橘通東二丁目七番一八号

宮崎県土地開発公社

代表清算人　髙柳　憲一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年九月一日付北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年九月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月一日

札幌市中央区南一条西二丁目五番南一条K

ビル四階　医療法人社団長瀬内科医院

清算人　長瀬　良子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年九月三十日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月一日

福岡県北九州市門司区大里戸ノ上二丁目一五番六号

社団法人北州会

清算人　平木　義致

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年九月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月一日

福岡県中間市土手ノ内二丁目二九番一二号

医療法人岡田内科胃腸科クリニック

清算人　岡田　髙明

配当公告

名古屋市名東区新宿一丁目一一二番地、商業登記簿上の本店所在地名古屋市名東区梅森坂一丁目一一七七番地　破産者　西出株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第一六三七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一、七二七、〇八四、〇〇九円

一、配当することのできる金額

金一四七、五五三、八四五円

平成二十二年十一月一日

名古屋市中区錦三丁目八番七号こまビル二B

破産管財人　池田　桂子

配当公告

兵庫県尼崎市上坂部一丁目二番一―一四二〇号、前住所兵庫県尼崎市田能六丁目六番三三号

右の者に対する神戸地方裁判所尼崎支部平成二十一年（フ）第四五三号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七六六、二九二、三四六円

一、配当することのできる金額

金二、六九六、六三三円

平成二十二年十一月一日

兵庫県神戸市中央区楠町二―二―六クスノキ壱番館二階大倉山法律事務所

破産管理人　弁護士　河端　亨

配当公告

長崎県対馬市厳原町桟原四九番地三

破産者　株式会社日の出建設

右の者に対する長崎地方裁判所厳原支部平成二十年（フ）第五二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五一九、二六二、七二九円

一、配当することのできる金額

金一五、七三三、七〇八円

平成二十二年十一月一日

長崎市栄町一番二五号長崎MSビル八階

破産管財人　國弘　達夫

第22期決算公告　平成22年5月25日

埼玉県蕨市錦町4－5－1

株式会社DNPテクタス蕨

代表取締役　吉野　幸博

貸借対照表の要旨（平成22年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,440,714
	固定資産	466,416
	合計	1,907,131
負債及び純資産の部	流動負債	168
	固定負債	0
	退職給付引当金	0
	株主資本	1,906,962
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,886,962
	その他利益剰余金	1,886,962
	（うち当期純利益）	(35,435)
	合計	1,907,131